コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

NGK SPARK PLUG CO., LTD
最終更新日:2015年7月9日
日本特殊陶業株式会社
取締役社長　尾堂真一
問合せ先:総務部　052-872-5915
証券コード:5334
http://www.ngkntk.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーから信頼され、企業としての社会的責任を全うすることで企業価値を高めていくために、経営の健全性・透明性を確保しつつ公正で効率的な経営システムを構築・維持していくことが、最も重要な経営課題の一つと考えています。
また、投資者への適時適切な会社情報の提供が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、迅速・正確かつ公平な開示を行うよう「内部情報管理規程」において公表の時期や担当について定義するなど、情報管理・内部統制機能の充実に努めています。
さらに全役員・全従業員の一人ひとりに「企業理念」の構成要素としての存在意義・経営姿勢・行動指針を理解させ、その浸透を図るとともに正しく実践するための基本姿勢として「企業行動規範」を制定し、コンプライアンスに対する意識を高めることに努めています。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |

**【大株主の状況】**更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 第一生命保険株式会社 | 16,752,850 | 7.49 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー | 14,612,464 | 6.54 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 13,794,569 | 6.17 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 12,067,600 | 5.40 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 11,913,600 | 5.33 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 6,541,168 | 2.93 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 6,138,000 | 2.75 |
| 日本マスタートラスト信託銀行トヨタ自動車口 | 3,929,075 | 1.76 |
| 日本生命保険相互会社 | 3,563,938 | 1.59 |
| 野村信託銀行株式会社(投信口) | 3,478,800 | 1.55 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

1. ドッヂ・アンド・コックスから、平成27年2月6日に関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しの提出があり、平成27年1月30日現在当社株式を11,010千株(4.93%)保有している旨の報告を受けていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため上記大株主の状況には含めていません。

2. 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者1社から、平成27年1月8日に関東財務局長に提出された大量保有報告書の写しの提出があり、平成26年12月31日現在当社株式を11,821千株(5.29%)保有している旨の報告を受けていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができないため上記大株主の状況には含めておりません。また、当事業年後末日後、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有社2社から、平成27年6月15日現在当社株式を9,274千株(4.15%)保有している旨の報告を受けています。

3. 上記大株主の状況に記載しています株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者2社から、平成24年12月17日に関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しの提出があり、平成24年12月10日現在当社株式を19,497千株(8.72%)保有している旨の報告を受けていますが、そのうち三菱UFJ信託銀行株式会社が保有している旨の報告を受けている12,488千株(5.59%)については、当社として当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができていないため上記大株主の状況には含めていません。

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、名古屋 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | ガラス・土石製品 |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 13 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 10 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 大瀧守彦 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | | |
| 安井金丸 | 公認会計士 | | | | | | | | △ | | | |

**※ 会社との関係についての選択項目**
**※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 大瀧守彦 | ○ | 株式会社パソナ　取締役副会長<br><br>大瀧守彦氏が取締役副会長を務めている株式会社パソナと当社との間には、人材派遣に関する取引関係がありますが、取引金額は同社売上高の0.01%と極僅少であります。 | 大瀧守彦氏は、企業経営者としての高い見識、グローバル企業における豊富な経験から、企業価値の最大化という視点で経営をモニタリングいただくため、独立役員として届出をしました。<br>同氏が取締役副会長を務めている株式会社パソナと当社との間には、人材派遣に関する取引関係がありますが、その取引金額は同社の売上高の0.01%未満と極僅少であることから、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断しております。 |
| | | ニチハ株式会社　社外取締役 | 安井金丸氏は、長年公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、それらを当社経営陣による業務執行の監督ならびに経営陣への助言に活かしていただくため、独立役員として届け出をしました。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 安井金丸 | ○ | 安井金丸氏は、当社の会計監査人である<br>有限責任あずさ監査法人の出身であり、平成5年4月から平成17年3月まで当社の<br>監査業務に携わっておりました。<br>当社が監査業務等の報酬として同監査法人に支払っている金額は、同監査法人が受取る総報酬額の内、0.1%未満と極僅少であります。 | 同氏は当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身でありますが、当社の監査業務から離れて9年経過しており、同監査法人を退職して既に2年が経過しております。<br>同監査法人は法令に基づいて当社から独立した立場で監査業務を実施していることは勿論のこと、当社の同監査法人に対する報酬額については、同監査法人が受取る総報酬額の内、0.1%未満と極僅少であります。<br>また、同氏が所長を務めております、安井公認会計士事務所と当社との間には資本関係・取引関係は無いことから、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 4 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による監査への監査役の立会いや、監査役・会計監査人・内部監査部門による定期あるいは随時の会合によって、監査方針・監査計画・監査実施状況および会計制度の改正等の情報交換を相互に行い、緊密な連携を図ることによって、監査の実効性向上に努めています。

監査役と内部監査部門は、定期あるいは随時の会合を開催し、監査方針・監査計画・監査実施状況等の情報交換を行い、緊密な連携を図っています。
必要な場合には、内部監査部門による監査に監査役が立会い、さらに内部監査部門は監査役の求めに応じて調査・報告等を行うなど、お互いの監査の品質向上に努めています。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 佐尾重久 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 増田健一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | △ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 佐尾重久 | ○ | 中部電力株式会社　社外監査役 | 佐尾重久氏は、弁護士として企業法務に精通した豊富な経験と実績を有しており、平成20年6月に当社の社外監査役に就任以降、経営全般に対して適宜適切な提言をいただくなど、当社のコーポレートガバナンス強化のため重要な役割を果たしてくださっていることから、社外監査役に選任しています。<br><br>また、同氏は証券取引所が掲げる独立要件を満たすことから独立役員に指定しています。 |
| 増田健一 | ○ | 増田健一氏は、当社の取引先である三菱UFJモルガン・スタンレー証券の前身である国際証券の出身ですが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しています。 | 増田健一氏は、金融機関での取締役を歴任されており、財務に関する知識また企業経営者としての豊富な経験および幅広い見識を持っていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。<br><br>また、同氏は一般株主の皆様の目線にも適う監査をされ、適宜適切なご意見を下さっていることから、独立役員に指定しています。 |

## 【独立役員関係】

独立役員の人数　4 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。
また、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する明文化された基準または方針はありませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、企業経営に関する豊富な経験及び見識、あるいは、監査機能発揮に必要な専門分野における知識及び経験を有する人材を社外取締役として2名、社外監査役として2名選任しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新　業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内、取締役へ支給する賞与の一部を業績連動型報酬としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役 報酬等の総額　489百万円(うち社外取締役 23百万円)
監査役 報酬等の総額　82百万円(うち社外監査役 26百万円)

＊報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等:代表取締役　取締役社長　尾堂真一　108百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、経営環境や会社の業績の下、個々の職責および実績等を勘案し株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しています。
なお、当社は、平成20年6月27日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しました。

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

取締役および担当部門の責任者は、監査役に対して重要な決裁書類を必要に応じ閲覧に供するとともに、業務および財産の状況ならびに監査役の要求事項に対し適切に報告しています。また、監査役が出席する取締役会や各種委員会において重要事項の開示決議をを行い、その他必要に応じて各種委員会の運営状況を説明しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行に関して
業務執行に関しては、取締役会の決議によって選任された執行役員に会社の業務執行の責任者として職務に当たらせ、中期経営計画の策定や予算制度の運営により、目標を明確化して経営効率の向上を図ります。
また、取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて随時開催するとともに、取締役が参画する経営会議・執行役員会(毎月定例開催)および各種委員会においても活発な議論を行い、速やかな状況把握と環境変化に対応できる体制を整えています。

監査に関しては、監査役会は4名の監査役で構成し、うち2名が社外監査役です。社外からの目も合わせて適時適切な意見が出されています。社外監査役はいずれも当社と取引等の利害関係を有しないことは勿論、利害関係者のある組織にも属していません。
会計監査については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、一般に公正妥当と認められる監査基準による適正な監査を受けています。

2. 監査役の機能強化に係る取組み状況
監査役の要求に基づき、その職務を補助すべきスタッフ1名を置いています。また前述しましたように監査役の求めに応じて内部監査部門も調査・報告等を行い、お互いの監査の品質向上に努めています。

当社の監査役4名の内、社外監査役の増田健一氏は、金融業務に長く従事した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「相互信頼を深め、未来を見つめた新たな価値を提案し、世界の人々に貢献します」をスローガンとする企業理念を理解した取締役が、相互牽制を働かせながらコーポレートガバナンスを達成しております。また2名の社外監査役をはじめ監査役4名がその役割を全うし、適宜適切な意見・指示をすることから、当社のガバナンス機能は十分に果たされていると考えています。なお、社外取締役として大瀧守彦氏には、グローバル企業における豊かな経験ならびに経営者としての高い見識を、安井金丸氏には、長年の公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社コーポレートガバナンス機能の強化に発揮いただくことを期待し、2015年の定時株主総会で引続き社外取締役を2名選任しました。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 平成27年6月の定時株主総会でも、法定期日より1週間早く発送しました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 2014年6月開催の定時株主総会より議決権行使の電子投票を可能としております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 狭義の招集通知および参考書類を英訳し、東証HPおよび当社HPに掲載しました。 |
| その他 | 招集通知を読み易くするため、文字のサイズを大きくし、字体もユニバーサルデザインフォントを使用しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 平成26年4月1日～平成27年3月31日の1年間において、全国各地で13回説明会を開催し、その内2回は代表取締役による説明を行っております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 1年に2回(第2四半期、第4四半期の決算後)に行っております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 毎年海外の投資家を訪問して説明を行っております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページのアドレス: http://www.ngkntk.co.jp/ 決算情報、適時開示資料の他、ニュースリリース、企業理念など会社の取組み状況を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 広報室を窓口としております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 社内規程「企業行動規範」の中で示しています。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 2000年に「環境社会報告書」と題して、環境への取組みのみならず、企業としての社会的活動内容を紹介。それ以降毎年発行し、今は「CSR報告書」として活動内容をお伝えしています。 |

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「相互信頼を深め、未来を見つめた新たな価値を提案し、世界の人々に貢献します。」をスローガンとする企業理念を実現するため、以下のとおり当社並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1） 取締役は、「企業行動規範」及び「CSR方針」を制定し、自らが模範を示すことで、コーポレート・ガバナンスを確立いたします。
2） 取締役は、法令・定款に定める事項の決定及び監督を行うために、取締役会を定例の他必要に応じて随時開催すると共に、経営会議、執行役員会及び各種委員会など組織を横断した会議体を設け対応します。更に、企業も社会の一員であるという基本を忘れず、CSR推進規程により、企業理念に基づき当社グループの経済・環境・社会活動をグローバルな視点で再点検し社外への説明責任を果たすことを当社のCSRと定義し、社長を委員長とするCSR委員会を設置してCSR推進に関する重要事項を審議・決定しています。
3） 取締役会の業務執行監督機能を強化すると共に意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数招聘しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1） 取締役は、その職務の執行に係る情報については、取締役会等の重要な会議の議事録及び社内決裁の記録を社内諸規程に従い適切に保存・管理を行い、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものといたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1） 取締役は、業務執行上のリスクを管理するため、主幹部署を通じて社内の諸規程を制定し、研修・訓練を実施することで損失発生の未然防止に努めると共に、各種委員会を設置して指導・監視を実施しています。また損失の危険性が現実化した場合には、直ちに全社横断的な対応をとり事態の収拾を図ると共に、解決した危機の再発防止を図ります。更に、大規模地震等の自然災害または大事故に対する防災対策について、社内規程に定め災害発生時の従業員の初期行動を明確にし、被災後の事業の早期復旧を図る体制の構築をはじめ危機管理に関する体制の整備を行ってまいります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1） 取締役は、取締役会の決議によって選任された執行役員に会社の業務執行の責任者として職務に当たらせます。また執行役員及び使用人の職務執行に関する役割分担を、執行役員職務権限規程及び業務分掌規程で定め、中期経営計画の策定や予算制度の運営により、目標を明確化して経営効率の向上を図ります。
2） 取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、随時開催します。このほか取締役が参画する経営会議・執行役員会（毎月定例開催）及び各種委員会においても活発な議論を行い、速やかな状況把握と環境変化への対応に努めます。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1） 取締役は、当社グループの全使用人の法令・国際ルール・社会規範及び社内諸規程等（以下、法令等という）の遵守及び倫理意識の高揚を促すため、推進体制を整備し、手引書の配布、社内研修等を通じて「企業行動規範」及び「CSR方針」の浸透を図ります。
2） 取締役は、CSR方針にそって実行していくにあたり、正しく推進されるようCSR委員会を通じて代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会がコンプライアンス違反の未然防止活動や違反行為があった場合の対応等について指導、監視してまいります。なお法令等違反行為が発見された場合には、是正・再発防止策を講ずると共に社内諸規程により懲戒を行います。
3） 取締役は、社内及び社外を受付窓口とする内部通報制度としての企業倫理ヘルプラインを設置し、法令等に違反する行為またはそのおそれがある事項、ならびに従業者自身に及ぶ危険・脅威や心配事等の情報を受付けて、これらを早期に発見、あるいは不祥事を未然に防ぎ、企業活動の透明性を確保いたします。また、ヘルプラインの利用者に対して、通報・相談したことを理由に不利益な取扱いはいたしません。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1） 取締役は、当社の方針ならびに諸法令に基づきグループ会社全般の適切で円滑な運営が実施されるよう、グループ会社に関する管理方針と管理組織について社内規程で定め指導、管理すると共に、関連制度の一体的な整備・運用に努めます。また、同規程においてグループ会社の重要な事項については、担当役員が取締役会などに報告することにしています。
2） 取締役は、当社グループのメンバーで構成する各種会議体・委員会を開催するなど、情報交換・人事交流を推進することで、子会社との効率的な連携体制の確立を図ります。また、子会社への監査役の派遣ならびに当社の内部監査室による内部監査の実施等により、必要に応じて問題点の改善を図ります。なお、企業倫理ヘルプラインについては子会社の役員及び使用人も利用するものとします。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

1） 取締役は、監査役の要求に基づき、その職務を補助すべき専任の使用人を置きます。
2） 取締役は、全豪に定める使用人に対する指揮命令に関して取締役、執行役員及び使用人からの独立性を確保し、その異動、評価等を行う場合には事前に監査役の同意を得ます。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

1） 取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して重要な決裁書類を閲覧に供すると共に、業務及び財産の状況ならびに監査役の要求事項に対し適切に報告いたします。子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者も、同様に監査役の要求事項に対し適切に報告するものといたします。また、監査役が出席する取締役会や各種委員会において重要事項の開示・決議を行い、その他必要に応じて各種委員会の運営状況を説明いたします。
2） 監査役に対して報告したことを理由に、その者に不利益な取り扱いはいたしません。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1） 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役が取締役、内部監査部門及び会計監査人と情報交換を図る機会を確保いたします。
2） 監査役がその職務を執行するために必要な費用は、監査役からの請求に応じて会社が負担いたします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。また、警察や外部の専門機関とも緊密な連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰ぐと共に、反社会的勢力への対応に関する事例集を社内配布するなど排除のための体制整備を行っています。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

リスク管理に関しては、取締役の指揮のもと主管部署を通じて社内規程やガイドラインを制定し、研修・訓練を実施することで損失発生の未然防止に努めています。また、リスクが現実化した場合には、全社横断的な組織体を形成し事態の収拾を図る体制を整えています。

内部情報は原則として発生後遅滞なく開示するものとし、時期・方法は代表取締役が決定し、代表取締役または代表取締役から委任された総務担当役員が行っています。その他の役職員が公表する場合には、代表取締役および総務担当役員から事前の委任を得て行っています。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

